

## 販売促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、障害者の工賃向上を図るため、障害者就労施設に対する理解を深め障害者就労施設製品の魅力をPRして障害者就労施設製品の販売を促進する事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「障害者就労施設」とは、埼玉県内において就労継続支援B型事業を行う障害福祉サービス事業所をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に定めるものとする。

- 一 一般社団法人埼玉県セルプセンター協議会が行う「彩の国セルプまつり」
- 二 一般社団法人埼玉県セルプセンター協議会が行う「商品展示・販売会」
- 三 障害者就労施設が行う「地域分散型ショップでの展示・販売」

2 前項の事業は、障害者就労施設を主たる対象として行うものでなければならない。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は前条第1項の事業の実施に要する経費とし、詳細は別表1のとおりとする。

### (補助額)

第5条 前条の経費に対する補助額は、別表2の額を超えないものとする。

### (申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

### (記載事項)

第7条 規則第4条第1項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 参加者・出展者の募集方法

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法人の定款
  - 二 役員及び会員名簿
  - 三 会員及び会費に関する定め、規則等
  - 四 法人の事業計画書（事業を実施する年度）
  - 五 法人の事業報告書（事業を実施する前年度）
  - 六 法人の収支決算書（事業を実施する前年度）
  - 七 法人の収支予算書（事業を実施する年度）
- 3 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（補助金の支払方法）

第9条 この補助金は概算払いとすることができる。

2 規則第7条により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が概算払いで事業を実施する場合は、速やかに知事に補助金を請求しなければならない。

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する事業内容の変更をしようとする場合は、様式第3号により知事の承認を受けなければならない。

- 一 事業に要する経費配分又は事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く）
- 二 事業の中止

2 前項第1号に定める軽微な変更は、補助対象経費の20%以内の増減とする。

（変更等の承認）

第11条 知事は前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、様式第4号により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について要求された事項を書面で報告しなければならない。

（報告書の様式）

第13条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 参加者・出展者の売上の概要がわかる資料

3 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了後30日以内又は事業年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条により交付すべき補助金の額を確定したときは、様式第6号により補助事業者に通知する。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助事業者の責務)

第16条 補助事業者は、補助金の財源が県税等の貴重な財源によるものであることに留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めるとともに、次の責務を負うものとする。

- 一 会計処理を適正に行うこと
- 二 県補助金以外の自主財源の確保に努めること
- 三 これまで参加・出展したことの無い障害者就労施設及び補助事業者の会員でない障害者就労施設などが参加・出展しやすい事業とすること
- 四 障害者就労施設利用者の工賃向上に資するよう、障害者就労施設製品の売上の増加に努めること

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年11月18日から適用する。

【別表1】

節	細節	歳出科目の例示	補助対象事業		
			彩の国セル プまつり	商品展示・ 販売会	地域分散型ショップ での展示・販売
給料 賃金	—	職員の給料 臨時的に雇用する場合の賃金 等	○	○	○
職員手当等	—	通勤手当	×	×	○
共済費	—	社会保険料	×	×	○
報償費	—	彩の国セルプまつりステージ アトラクション出演者への謝 礼金	○	×	×
旅費	—	電車の運賃、駐車場料金	○	○	×
需用費	消耗品費	事務用品、小規模の看板等	○	○	○
	燃料費	ガソリン代	○	○	×
	印刷製本費	文書、パンフレット等の印刷代	○	○	○
	光熱水費	電気料金、ガス料金、上下水道使用料	×	×	○
役務費	通信運搬費	郵便料金、運搬料	○	○	○
		電話代	×	×	○
	広告料	新聞、テレビ、ラジオ広告	○	○	×
	手数料	各種検査手数料、送金手数料	×	×	○
	火災保険料	物件の火災保険その他の損害保険	○	○	○
	—	彩の国セルプまつりでの会場設営費 商品・展示販売会での警備員代	○ ×	×	×
使用料及び 賃借料	—	会場・会議室等の借上料 レジ等臨時的に使用する備品 等	○	○	×
その他	—	商品購入費 管理費（清掃、設備点検等）	×	×	○

※ 「○」は補助対象、「×」は補助対象外とする。

※ この表に記載されていない項目は補助対象外とする。（例）「食糧費」など

※ 補助対象となっている歳出科目についても、その歳出科目の効果、必要性、必要額等を個別事業毎に判断し、補助対象としない場合もある。

※ 例示にない歳出科目の分類に迷う場合等については、障害者支援課担当者と相談すること。

【別表2】

補助対象事業	補助額
彩の国セルプまつり	777,000円
商品展示・販売会	1,200,000円
地域分散型ショップでの展示・販売	1か所あたり300,000円※

※ 初年度である令和6年度は1か所あたり150,000円を上限とする。

様式第1号

年度販売促進事業補助金交付申請書

第 年 月 日 号

(宛先)  
埼玉県知事

所在地  
団体名  
代表者・職・氏名

下記により、年度販売促進事業補助金（彩の国セルプまつり、商品展示・販売会、地域分散型ショップでの展示・販売）の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。）第4条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画書 別紙のとおり

別紙

事業計画書

1 補助対象事業

	彩の国セルプまつり
	商品展示・販売会
	地域分散型ショップでの展示・販売

※ 該当に「○」を記入すること

2 補助事業の目的、内容及び効果

3 補助事業の経費の配分及び使用方法

(1) 補助金交付申請額の算出

単位：円

収入合計 (A)	支出合計 (B)	Bのうち 補助対象額 (C)	不足額 (D) (C - A)	限度額 (E)	交付申請額

※ 「収入合計 (A)」欄は、「(2) 収入の部」の「収入合計 (A)」の「金額」を転記する。

※ 「支出合計」欄は、「(3) 支出の部」の「金額」の「合計」の額を転記する。

※ 「Bのうち補助対象 (C)」欄は、「(3) 支出の部」の「うち補助対象」の「合計」額を転記する。

※ 「限度額 (E)」欄は、別表2の補助額を転記する

※ 「交付申請額」欄は、C～Eの最も低い額を転記する。

(2) 収入の部 (販売促進事業補助金収入を除く)

区 分	金額 (円)	負担者、負担方法
1 販売手数料収入		(参加者・出展者から徴収する販売手数料の率を記載すること)
2 売上収入		(地域分散型ショップ売上額)
3 その他		(上記のほかこの事業実施による収入を記載)
収入合計 (A)		

(3) 支出の部

区分	金額 (円)	うち補助対象額	算出基礎
給料賃金			
職員手当等			
共済費			
報償費			
旅費			
需用費	消耗品費		
	燃料費		
	印刷製本費		
	光熱水費		
役務費	通信運搬費		
	広告料		
	手数料		
	火災保険料		
	—		
使用料及び賃借料			
その他			
合計			

※「うち補助対象」欄には、「金額」欄のうち別表1の「補助対象事業」で「○」に分類されているものの金額を再掲する。

(2) 補助事業の完了予定期日

年	月	日
---	---	---

4 補助事業の遂行に関する計画（実施スケジュール等）

--

5 参加者・出展者の募集方法

--

6 添付書類

- (1) 法人の定款
- (2) 役員及び会員名簿
- (3) 会員及び会費に関する定め、規則等
- (4) 法人の事業計画書（事業を実施する年度）
- (5) 法人の事業報告書（事業を実施する前年度）
- (6) 法人の収支決算書（事業を実施する前年度）
- (7) 法人の収支予算書（事業を実施する年度）

7 事業実施担当者

所属・職・氏名 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス	
---------------------------------------	--

年度販売促進事業補助金交付決定通知書

障 支 第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度販売促進事業補助金（彩の国セルプまつり、商品展示・販売会、地域分散型ショップでの展示・販売）については、下記のとおり交付を決定します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付決定の内容

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度販売促進事業補助金交付申請書に記載のとおり

3 交付の条件

- (1) この補助金は、補助対象事業以外に充ててはならない。
- (2) この補助金の交付の対象となる事業を変更（軽微な変更を除く。）又は中止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) この補助金の交付の対象となる事業の遂行が困難となった場合、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。
  - ア この補助金を補助の交付の目的に反して使用したとき。
  - イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。

4 その他留意事項

事業の実施に当たっては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。）及び販売促進事業補助金交付要綱を順守すること。

様式第3号

年度販売促進事業補助金変更（中止）承認申請書

第 号  
年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

所在地  
団体名  
代表者・職・氏名

年 月 日付け障支第 号で補助金交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更（中止）をしたいので、販売促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 変更等の内容 (変更の場合は変更前後を対照させるほか、具体的に記述すること。)	区分	変更 ・ 中止
2 変更等の理由		
3 備考		

様式第4号

年度販売促進事業補助金変更（中止）承認通知書

障 支 第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度販売促進事業補助金変更（中止）については、下記のとおり承認しました（承認しません）ので、販売促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

記

1 承認・不承認の別	承認します ・ 承認しません
2 交付決定変更の内容	
3 条件	
4 備考	

年度販売促進事業補助金実績報告書

第 年 月 日 号

(宛先)  
埼玉県知事

所在地  
団体名  
代表者・職・氏名

年 月 日付け障支第 号で補助金交付の決定を受けた  
年度販売促進事業（彩の国セルプまつり、商品展示・販売会、地域分散型ショップでの展示・販売）について、下記のとおり補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。）第13条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の実施日（期間）  
年 月 日 から 年 月 日まで
- 2 事業の実績  
事業報告書（別紙）のとおり
- 3 支出実績額等  
事業収支決算書（別紙）及び以下のとおり

収入合計 (A)	補助対象 支出合計 (B)	不足額 (C) (B - A)	交付決定額 (D)	実績額 (C又はD) ※額の低い方	返納額 (概算払いの場合)
円	円	円	円	円	円

(添付書類)

- 1 参加者・出展者の売上の概要がわかる資料

1 補助対象事業

	彩の国セルプまつり
	商品展示・販売会
	地域分散型ショップでの展示・販売

※ 該当に「○」を記入すること

2 開催日（期間）及び開催場所

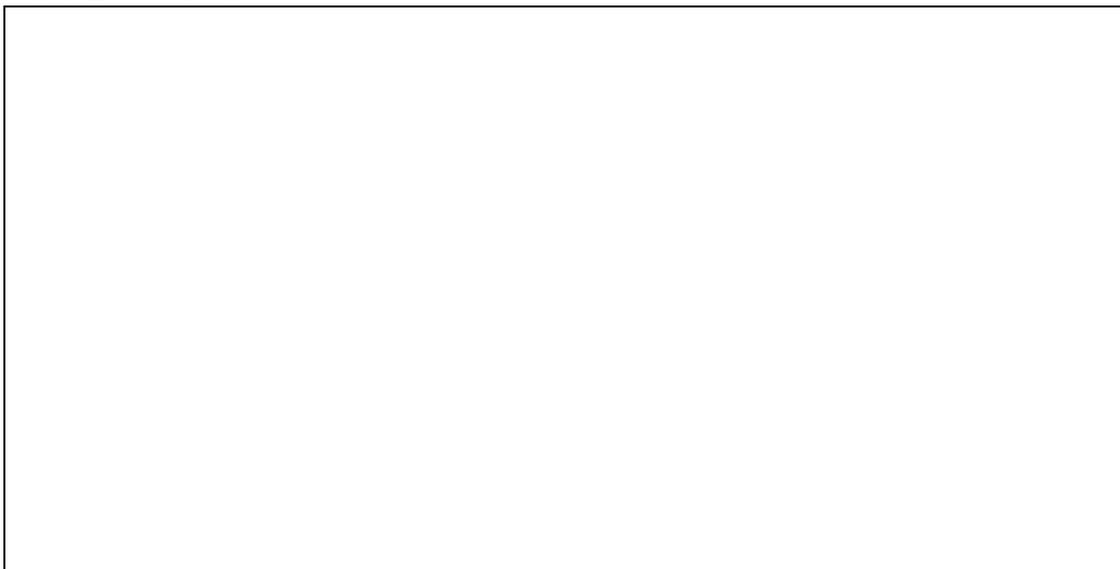
--

3 事業の目的及び内容

--

※ 事業活動の展開がわかるように記載すること

4 事業実施による成果



※ 参加施設数、総売上額についても記入すること

5 反省点、改善すべき点など



## 別紙

## 事業収支決算書

## 1. 収入の部（補助金以外）

区 分	金額（円）	内訳
1 販売手数料収入		
2 売上収入		
3（上記のほかこの事業 実施による収入）		
4 団体会計等からの繰入金		
5 利子		
収入合計（A）		

## 2. 支出の部

区分		金額 （円）	うち補助 対象金額 （円）	内訳
給料 賃金	—			
職員手当等	—			
共済費	—			
報償費	—			
旅費	—			
需用費	消耗品費			
	燃料費			
	印刷製本費			
	光熱水費			
役務費	通信運搬費			
	広告料			
	手数料			
	火災保険料			
	—			
使用料及 び賃借料	—			
その他	—			商品購入費 管理費（清掃、設備点検）
支出合計（B）				

※「うち補助対象金額」欄には、「金額」欄のうち別表1の「補助対象事業」で「○」に分類されているものの金額を記入する。

様式第6号

年度販売促進事業補助金交付額確定通知書

障 支 第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付け 第 号で報告のあった 年度販売促進事業補助金（彩の国セルプまつり、商品展示・販売会、地域分散型ショップでの展示・販売）については、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。）第14条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

参考様式

年度販売促進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

所在地

団体名

代表者・職・氏名

年 月 日付け障支第 号で販売促進事業補助金交付決定通知書を受けましたので、販売促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金交付請求額 円 (概算払い)

2 振込先

金融機関名	支店名	口座の種別	口座番号
		普通・当座 ※いずれかに○を付ける。	
(フリガナ) 口座名義			